

2 飯保育発第 4 7 9 号
令和 2 年 6 月 2 3 日

飯能市内保育施設
在所（園）児童の保護者 様

飯能市健康福祉部参事兼保育課長 内沼 和彦

新型コロナウイルス感染症対策のための登所（園）自粛の解除について（通知）

日頃から本市の保育行政に、御理解と御協力を賜りありがとうございます。

本市の保育施設では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、4月9日（木）から6月30日（火）までの間を、登所（園）自粛期間としておりましたが、**7月1日（水）から保育施設の登所（園）自粛要請を解除いたします。**

今後につきましても、保育に関する環境の見直しや行事の縮小、中止が見込まれます。保育施設の現状を御理解いただき、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 健康観察について

- ・引き続き御家庭で、児童の毎朝の検温、体調管理をお願いします。
- ・児童が下記①②③の場合または同居の御家族が②③の場合は、児童を登所（園）させないでください。
- ・この場合の登所（園）しない日の保育料等は、減免（返還）対象とはなりません。
 - ①児童に発熱等の症状がみられた場合
 - ②濃厚接触者と特定された場合
 - ③PCR検査結果が判明した場合

2 登所（園）について

- ・御家庭で保育が可能な場合においては、保護者の判断で御利用を控えていただくこととします。
- ・この場合の登所（園）しない日の保育料等は、減免（返還）対象とはなりません。

3 臨時休園または登所（園）自粛について

- ・下記の場合は予告なく臨時休園または登所（園）自粛となる場合があります。
- ・**「いざという時」の預け先を確保するなど、急な休所（園）等に備えてください。**
 - ①園児、施設職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合は、該当保育施設は臨時休園となります。休園期間は保健所等の指導に従い、再開するために必要な期間となります。
 - ②本市及び近隣市の感染拡大状況により臨時休園または登所（園）自粛となる場合
 - ③その他、本市が臨時休園または登所（園）自粛が必要と判断した場合

4 育児休業から復帰する方

- ・児童が令和2年4月入所（園）者で、育児休業から復帰する予定の方は、令和2年7月31日（金）まで復職期限を延長可能としています。
- ・この延長にかかる申請書等の提出は必要ありません。

5 就労内定者の方等

- ・児童が令和2年4月または5月入所（園）者で、就労内定者の方または就労時間の変更の状態にあった方については、就労後1か月以内に就労証明書の提出をお願いします。今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、就労の開始期限を令和2年8月1日（土）まで延長可能としています。
- ・この延長に係る手続きについては、該当の方に個別通知済みです。

6 求職活動中の方

- ・児童が入所（園）者で、保護者等の求職活動により保育の必要性が認定されている方は、認定を受けてから3か月以内に就労を開始し、認定変更届及び就労証明書の提出をお願いします。今回の新型コロナウイルス感染症感染拡大により、就労の開始期限を下記の表のとおり延長可能としています。
- ・この延長に係る手続きについては、該当の方に個別通知済みです。

当初の認定終了時期	本来の就労開始期限	就労開始延長可能日	手続き
令和2年4月末	令和2年5月1日	令和2年8月1日	就労証明書が未提出の方のみ必要
〃 5月末	〃 6月1日	〃 8月1日	
〃 6月末	〃 7月1日	〃 9月1日	不要
〃 7月末	〃 8月1日	〃 9月1日	不要

認定・給付担当

電話042-973-2119

FAX042-973-2120

E-mail:hoiku@city.hanno.lg.jp